

## 1 事業名

市道路線の認定

市道 1-429 号線、市道 1-467 号線、市道 1-469 号線、市道 1-827 号線

## 2 事業の概要

北秋津・上安松土地区画整理事業に伴い、市道 1-429 号線、市道 1-467 号線、市道 1-469 号線及び市道 1-827 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、大字上安松字道上 337 番 1 地先を起点として大字上安松字清水久保 360 番 4 地先を終点とする部分を市道 1-429 号線として、大字北秋津字逢山 841 番地先を起点として大字北秋津字逢山 885 番 1 地先を終点とする部分を市道 1-467 号線として、大字北秋津字逢山 847 番 1 地先を起点として大字北秋津字逢山 848 番 5 地先を終点とする部分を市道 1-469 号線として、大字北秋津字逢山 849 番 2 地先を起点として大字北秋津字逢山 848 番 5 地先を終点とする部分を市道 1-827 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、土地区画整理法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

認定する4路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図1及び2のとおりである。